

## 今の特集



1. マイナンバー通知カード発送開始!
2. ストレスチェック制度の実施について
3. 2014年度健保組合決算見込の概要

## 1. マイナンバー通知カード発送開始!

### ■通知カードとは?

通知カードは、皆様にマイナンバー(個人番号)をお知らせするものです。

お住まいの市区町村の住民票に登録されている「氏名」「住所」「生年月日」「性別」と「マイナンバー(個人番号)」等が記載されています。お届けは2015年10月から始まり、皆様の住民票の住所に簡易書留(世帯主宛)で届きます。

### ■通知カードの郵便局への差出状況について

通知カードは、既に発送が開始されており、概ね11月末頃までに、皆様のお手元に届く見込みとなっています。

お手元に通知カードが届いたら、以下の記載内容について必ずご確認ください。

「氏名」「住所」「生年月日」「性別」

### ■不在で通知カードを受け取れなかった場合には?

マイナンバー通知カードの再配達申し込み、ご利用方法については、下記をご確認ください。

<http://www.post.japanpost.jp/lpo/mynumber/index.html>



### ■マイナンバー記載の住民票について

2015年10月5日より、地方自治体での準備が整い次第、マイナンバー記載の住民票の発行が可能となりました。※ただし、希望する場合、必要な場合のみ、マイナンバーが記載されます。

マイナンバー記載の住民票が発行可能となった事に伴い、日本年金機構HPにて「日本年金機構に提出する住民票について(お願い)」の通知が掲載されました。内容といたしましては、以下の通りとなります。

◇「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(マイナンバー法)」が改正され、当分の間、日本年金機構において、個人番号の利用ができなくなっております。

◇日本年金機構に対して、年金請求時など必要な書類として「住民票」を提出していただく場合には、「個人番号(マイナンバー)が記載されていない「住民票」を提出していただきますよう、お願いします。

### ～マイナンバーキット発売開始～

弊社では、中小企業の皆様向けにマイナンバー法が求める全ての工程を行える簡単便利なオールインワンキットを作成しました!

社名や氏名を記入するだけで、使える規程類がセットされています。詳しくは弊社HPへ <http://www.sato-group-sr.jp/>

## 2. ストレスチェック制度の実施について

### ■2015年12月からストレスチェックの実施が事業者の義務になります。

常時使用する労働者に対して、ストレスチェックを実施することが事業者の義務※となります。※ ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。

※ 従業員数50人未満の事業場については、当分の間努力義務となります。

### ■ストレスチェックの実施

◇ ストレスチェックは年1回実施しなければなりません。

◇ ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」「心身のストレス反応」「周囲のサポート」の3領域を含みます。



### ■面接指導の実施

◇ 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務となります。

◇ 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

### ■プライバシーの保護

◇ 事業者がストレスチェック制度に関する労働者の秘密を不正に入手することがあってはなりません。

◇ ストレスチェックや面接指導で個人の情報を取り扱った者には、法律で守秘義務が課され、違反した場合には、刑事責任が問われます。

◇ 事業者が提供されたストレスチェック結果や面接指導結果などの個人情報適切に管理し、社内で共有する場合にも、必要最小限の範囲にとどめましょう。

### ■不利益取扱いの防止

◇ 事業者が以下のことを理由に労働者に対して不利益な取扱いを行うことは禁止されています。

- ・医師による面接指導を受けたい旨の申出を行なったこと
- ・ストレスチェックを受けないこと
- ・ストレスチェック結果の事業者への提供に同意しないこと
- ・医師による面接指導の申出を行わないこと

また、面接指導の結果を理由として、解雇、雇い止め、退職勧奨、不当な動機・目的による配置転換・職位の変更を行う事も同様に禁止されています。

### ～ストレスチェック実施の準備はお済みですか?～

働く方のメンタルヘルス不調を防ぎ、よりよい職場環境を実現するための、ストレスチェックの導入についてご検討・準備中の場合は、弊社担当者までお気軽にご相談ください。

## 3. 2014年度健保組合決算見込みの概要

2015年10月2日、健康保険組合連合会より「2014年度健保組合決算見込みの概要」の発表がありました。下記に主だった内容を記します。

- ◇ 赤字組合は741組合(全組合の52.6%)
- ◇ 保険料収入は、前年度比2,605億円(3.61%)増加
- ◇ 保険料率を引き上げた組合は、全組合の約3割の387組合
- 平均保険料率は8.882%で、前年度比0.208ポイント増加
- 協会けんぽの平均保険料率(10%)以上の組合は、62組合増の260組合
- ◇ 被保険者数は、前年度比9万人(0.57%)増の1,574万人
- ◇ 平均標準報酬月額は、前年度比2,434円(0.67%)増加
- 平均標準賞与額は、前年度比4万7,044円(4.43%)の大幅増

健保全体で見ると、景気好転の影響もあり、経常収支は改善しましたが、依然、重い拠出金負担がのしかかっているようです。

【発行元】SATO社会保険労務士法人  
東京オフィス  
〒170-0005  
東京都豊島区南大塚3-32-1  
大塚S&Sビル5階  
TEL: 03-6831-3310  
FAX: 03-6831-3351

